

平成22年第6回防府市議会臨時会会議録

○平成22年11月24日（水曜日）

○議事日程

平成22年11月24日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定
 - 4 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
 - 5 議案第84号 職員の給与に関する条例等改正について
 - 議案第85号 平成22年度防府市一般会計補正予算（第9号）
 - 議案第86号 平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第87号 平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 議案第88号 平成22年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第89号 平成22年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第90号 平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第91号 平成22年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第92号 平成22年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 議案第93号 平成22年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	松村学君	2番	土井章君
3番	河杉憲二君	4番	高砂朋子君
5番	原田洋介君	6番	中村堅造君
7番	山本久江君	9番	斉藤旭君
10番	山田耕治君	11番	青木明夫君
13番	三原昭治君	14番	木村一彦君

15番	横田和雄君	16番	安藤二郎君
17番	山根祐二君	18番	今津誠一君
19番	弘中正俊君	20番	大田雄二郎君
21番	佐鹿博敏君	22番	田中健次君
23番	久保玄爾君	24番	山下和明君
25番	伊藤央君	26番	田中敏靖君
27番	行重延昭君		

○欠席議員（2名）

8番	重川恭年君	12番	藤本和久君
----	-------	-----	-------

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	古谷友二君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	安田憲生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	杉山一茂君
教育部長	山邊勇君	水道事業管理者	浅田道生君
水道局次長	岡本幸生君	消防長	秋山信隆君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	權代眞明君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長	森重豊君	議会事務局次長	山本森優君
--------	------	---------	-------

午前10時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから平成22年第6回防府市議会臨時会を開会いたします。

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、重川議員と藤本議員であります。

会議録署名議員の指名

- 議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
3番、河杉議員、4番、高砂議員、御兩名にお願い申し上げます。
-

会期の決定

- 議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。
議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。
-

承認第9号専決処分の承認を求めることについて

- 議長（行重 延昭君） 承認第9号を議題といたします。
理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

- 市長（松浦 正人君） 承認第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第74条第1項の規定による防府市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める直接請求の署名簿の審査等に係る経費について、平成22年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

今回の補正の内容につきましては、歳出において、直接請求の審査等に関する経費を計上し、これと同額を予備費から減額したものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

- 議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。22番、田中健次議員。
○22番（田中 健次君） ちょっと、はっきりわからないのでお尋ねいたしますが、今回400万6,000円という金額が計上されております。これがどういう経費なのか。

それから、その署名の審査というのはどういう中身ですか。その辺のことについてお聞かせを願いたいと思います。

と申しますのは、12年前には直接請求で、条例制定ではなくて市長の解職請求という形でありまして、そして同じように署名の審査がありました。このときには3月議会の最後に古い、旧年度、平成9年度の3月末までの経費として66万7,000円がまず計上され、同時にそのときに新年度であります平成10年度の補正予算（第1号）として、459万3,000円が計上され、そして最後に、5月の臨時議会で――これは専決処分ということでありまして、5月の臨時議会で一般会計補正予算（第2号）として1,816万9,000円、10年度の審査経費でも2,276万円というものが計上されております。

そして10年度の決算では、それ、全額使われませんでしたけれども1,362万1,000円が決算として解職請求審査費という形で上がっております。それに比べて今回の分は、その3分の1よりも少ない金額ということになりますが、これは審査のまず最後まで経費なのかどうかということが1つ目の質問であります。

それから2つ目として、今回の場合には50分の1、2,000筆弱で請求の要件たり得るわけですが、それを確定するだけの審査をするのか、それとも3万9,000何筆出されたわけですが、そのすべてについて、正規なというのか、ちゃんと適切な署名であるのかどうかの判定をするのか。その点について、まずお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） まず私のほうから、予算につきましての御説明を申し上げます。

今回、専決をお願いをいたしました400万6,000円につきましての事項別明細書の御説明でございます。

まず職員手当等につきましては、職員が20名で、この審査に当たるということで、時間外手当をお願いをしております、これが300万円。

それから賃金につきましては、事務補助ということで、臨時職員の臨時傭人料として10人分を75万4,000円。

それから、旅費といたしましては、これは費用弁償といたしまして、住民票に基づきまず審査といたしますか、効力判定が困難な場合に関係者を招致する必要がございますので、これにつきまして100名分を上げております、8万円。

それから消耗品等々につきましては、事務用品といたしまして有効とか無効のゴム印とか、あるいはコピー紙等々の消耗品として4万4,000円。

それから通信運搬費につきましては、先ほど費用弁償の項目で御説明いたしましたように100名分の通信料として8,000円。

それから使用料及び賃借料につきましては、事務機器使用料がございますが、これはコピー機の使用料を12万円ほど上げているものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 選管のほうから御説明をさせていただきます。

議員御質問の最後まで審査をするのかということでございます。確かに法定の要件は50分の1ということでございますが、4万円弱出ておりますが、すべて審査を適正に行うということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今、一つは、通信運搬費で関係者を招致するというところで100名分ということでありましてけれども、この平成10年のときには通信運搬費で、このときに署名をされた方について、抜き取りという形だと思っておりますけれども。

かなりの、100名というよりは1桁多い形で、役務費という形で、役務費の備考のところは通信運搬費となっておりますので、そこに163万9,790円、通信運搬費にかけて、あなたは署名をしましたかというような確認を、そういつて郵便でしているわけですが、今回は、じゃあ、そういうものはやらないということになるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 平成10年の件でございますが、一応ちょっと私、資料が残ってございましたので見てみたのでございますが、当時は、有効署名のうち拇印というんでしょうか、その分について——ちょっと正確な数字じゃないかもしれませんが、約3,000件ぐらい照会をかけているような形跡がございます。それで、そのときの通信運搬費が、当然、審査期間が限られてますので、速達で出されておるような感じがいたします。それで結構な通信運搬費がかかっておるということでございます。

それで、もう一つのお尋ねなんですけど、今回につきましては平成14年の9月に、実は山口県選挙管理委員会事務局のほうから、これは県下の全市町——当時、村がありましたけど、市町村における直接請求制度事務の手引きというものを全部配っております。今後、審査におきましては、そういう基準に基づいてやってくださいと、これは毎年そういう会議の中でも資料としていただいておりますのは、今、基準に基づいて行おうとしておりま

す。

その中に質疑応答という形で、いわゆる選挙管理委員会の権限として決められておるのは、困難なときに証人として呼んで、そこで証言を求めると、これがもう正規な手続であるので、それ以外の方法というのは、いわゆる不適切だと思われまますので避けてくださいというような質疑応答がございます。ですから、こちらといたしましては、今、県の選管が定めております審査基準ということにのっとって審査を進めているというような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 県がそういうようなものを示しておるということで、そうなってくれば、それに従うということになるのかもしれませんが、そうすると12年前の市長の解職請求のときの審査よりも緩い審査ですと。

あるいは、このときは職員をかけるということもかなり、職員手当だけで760万円、それから臨時の方の賃金でも400万円という形で、そろえて考えていっても1,100万円という形ですから、今回は前回よりも少ない人数で審査をします。少ない人数で審査をすれば、それだけ審査の網というのか、目が粗いと、こういうふうになると思うんですけども、この辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 職員の手当のことでございますが、私もちよっと予算、10年ですか、予算の内訳をちよっと見てみたんですが、このときは土曜、日曜日、これは前回の職員手当、時間外という形で計上してあります。これが600万円ぐらいあります。

ただ、今現在、私たちは時間外手当というのは、土日はこれ代休ですか――扱いをしているという形で、時間外手当自体は当時に比べるとかなり抑えられておるという形になります。これは臨時職員についても同様なんですが、今回、土日はお願いをしておりませんので、そういう面で少なくなっておるということです。

それから、審査の手続の件なんですが、ちよっと概略を申し上げますと、まず全件リストをつくるため、全部入力をしてきます。これが約4万件ありますが、今、その作業を進めておりますが、まずそこで第1段階として完全な有効のものであるとか、そういうものをまず第1次審査として行います。そこで判断ができないものにつきましては、いわゆる再審査という形の項目を立てる、あるいは無効という項目を立てて、その中で今度はリストを出してもらって第2次審査というような形で、これは複数の目で、またもう一度見る

ような形になります。それで、またもう一度、今度は全件リストを最終的に出しまして、そこでもう一度有効かどうかというのを丸ペケという形でチェックをして、ここも複数の目で見ます。

ですから、都合、最低でも3回ぐらいは人の目がかかるというような、もしかするともうちょっと重複とかがありますので、もう一度その時点にしてありますので、人の目というのはかなりかけるようには今考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 今、それなりに回数をかけて審査をするということはわかりましたので、それなりに審査をされるんだろうと思いますけれども、しかし、土日に臨時の人がいないからお金がかからないということであれば、実質の審査日数は、臨時の人がかかわる審査日数は、20日のうちに土日が6日ぐらいあるわけでしょうから、それだけ審査の目が粗くなると。そしてまた、郵便でもそういう問い合わせをしないということがありますから、その辺でも粗くなるのではないかと、こういうことを危惧しております。

12月議会の議案はきょう、もう出されるわけでしょうから、間に合わないと思いますけれども、必要であればぜひ、この審査はきちっとした形で日をかけてやるという形で、この専決処分についてはこれで認めたいと思いますけれども、さらに必要なものについては専決処分されるということ意見を申し上げておきます。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 今の件に関連して、二、三点お尋ねをしますが、県の選管の審査基準の通知に基づいてと、こういうことですが、御案内のとおり名古屋市では、たしか請求代表者の名簿は名前を書いてないとかいうようなことで11万ぐらいの人に直接文書を出したりしてる。極端な言い方をすると、県の審査基準によると、そういうこともしなくてもいいということになっているのかどうか。だとすれば、行政訴訟とかが起こされたときに、県の基準については訴訟に耐え得るものということで、県は通知を出しているのかどうかを1点お尋ねしたいのと、その県の通知に基づいて、このたび審査をするということであれば、平成10年度と今回とでは、どこがどう違うのか。要するに、審査には形式的審査と実質的審査があるわけですが、形式的審査については当たり前のことでやられるんではないでしょうか。

例えば、実質的審査では選挙人名簿に登録されていないものの署名、これは多分されるでしょうし、署名、印判、署名年月日、住所、生年月日等、これももちろん確認は選挙の登録者名簿と点検はされるのは当たり前のことでしょうが、自署でない署名、あるいは同一

筆跡の疑問、あるいは押印についてはサインはだめよとか、あるいは署名収集の権限のない者の署名、あるいはちょっとうわさでも聞いたんですが、どうも自治会の中で回覧板を回してるというような話も聞きます。あるいは郵送は無効であるというようなことが実質的な審査基準としてあるわけですが、平成10年のとき大金をかけて審査をしとるわけですが、今度は関連法でいいという、10年のときにはやって、このたびはそれはしないという部分は、どこがどう違うのかを教えてください。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 当時平成10年には、いわゆる手引きというのは当然ございませんでした。ただ、その当時、どういった形のものが示されたかというのは、私、申しわけないんですが、存じません。

そのときに、他市の状況なんかも調べて多分やっておると思うんですが、そのとき、そういうものを皆、されていたとか、そういうことが私は可能性としてはあると思います。

ただ、今、議員が御指摘になりましたように、県の選管が示したものというのは、これは県が当然つくりますけれども、いわゆる判断の基準というのは行政実例とか、判例ですね。そういうものに基づいてつくっております。その関連の条文といいたいまいしょうか、それもここにちゃんと示されております。ですから、全く県が恣意的につくったということではございません。もともと根拠があるものでございます。

それとあと、実質的に名古屋でやっていた、例えば皆さんに送ってとか、そういう形のものはどうでしょうかという質疑応答も何件か出ております。そのときの県の、これは県の考え方なのか、国の考え方なのか、ちょっと申しわけないです、そこまでは書いてありませんけれども、そういう場合にやはり選管に与えられた権限というのは、自治法上、いわゆる証人尋問ですね、そういう形のものしか認めてないので、それ以外のものをやるということは一応、適切でないので、避けてくださいというような、これは県のほうが出された回答にあります。

ですから、我々としても、それが完全に不合理であっておかしいというのであれば、私もやめようという形になるんでしょうが、確かに、照会を出して、逆に返ってこなかったらどうするんだと。全部、無効にしますかとか、それはじゃあ、何の権限に基づいて、法律上どういうものがあるんだということは、これは全くないわけですね、規定にないから。そういう問題も出てくるということで、一応、県の考え方自体は今、私としても合理的な考え方かなというような考えを持っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） それでは、平成10年度とこのたびとで、どこがどう変わったかというのは、平成10年度のほうはどういう審査をしたかわからんからということですが、いずれにしても平成10年度はあれだけの決算で見ても、1,300万円ぐらいの金をかけているわけですから、相当、役務費も160万円ぐらいかけているわけですから、かなり綿密な審査がなされたんだらうと思いますが。

このたび比較はできないということですので、例えば自署でない署名、その確認はどうされるのか。例えば一家で同一署名でなされているような形跡のものもあるわけですね。代理署名というか、そういう形のものもあつたりもするわけです。あるいは印判についても、「土井章」と書いた印判を女房も子どももついちよつたらどうなるかとかですね。

あるいは、私もちょっと、先ほども言いましたが、そういうことをやっておるところもあるということですが、例えば回覧板を回したと。そういうふうなものの、疑義がある分の確認、あるいは疑義をどう見つけるかというその辺については、それぞれどういう考えで審査されるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 今のお尋ねですが、一応議員さんがおっしゃった事例については、ほとんどの場合が県の審査基準の中で、有効にしないで、無効にしないというような基準はほとんど示されております。

あとは、例えば統一署名がございますね。これについても、同一家族で同じもんがあつた場合は、これは判例上もとりあえず無効にしてくださいと。もし、そのときに有効にするという、いわゆる証拠ですね、それがあるときは、7日間、当然、縦覧期間がございますね。それによって異議を申し立てる、その間に証拠として出してくださいということになっております。

それで、あと、縦覧期間というのは1週間なんですけど、これも一応書類審査が原則なんですけど、そこに出てきたときに選管のほうで、こういう書類を出してください。これは職権でできますので、そういう形で出してくださいと。

今回、署名制度というのは代表者がいらつしゃって、受任者が必ずいらつしゃいますね。それで受任者がいらつしゃって、その方が責任をもって本来署名を集めるという形になりますので。例えば縦覧期間において、その方もいらつしゃって縦覧して、自分の範囲に限りませんが、異議の申し立てもできますと。その情報も、例えば署名された方にも伝えることはできます。

その間が1週間あつて、あと、審査期間がこれは14日ありますから、逆に言えば皆さん方にとって、その間を利用できるということで、非常に負担が少なくて済むだろうとい

うような考え方を今、私は持っておりますので、そういう方法が一番いいのかどうか私にはわかりませんが、そういう方法がありますので、それを、もしあったら、利用されるということもいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 縦覧で、その異議申し立てをどうのこうのということじゃなくて、選挙管理委員会として、本来、正確な数字を把握するためにやらなきゃいけないことをすべきだということですが、今、私が指摘したことは、ほとんど県の選管の通知の中にはあるということですが、これは同一筆跡なんだろうかどうか、あるいは回覧板ではなかろうかどうかという判断そのものは非常に難しいと思われるんですが、平成10年のときには時間外勤務手当だけでも800万円ぐらい決算でも使っておるわけですよ。今、300万円の時間外勤務手当の中で、それらすべてがどういう人がこれは同一じゃろうか、あるいは回覧板じゃなかろうかという審査をされるんか知りませんが、いずれにしましても、やはりこういうものというのはそれぞれ署名した人の立場を考えると、丁寧な、正確な審査をする必要があると思うんですよ。署名をした人の立場からしてもあると思いますし、また逆の立場からもあると思いますんで、果たして300万円なり、賃金というのは、どういう人が雇われるんか知りませんが、一般の素人さんじゃわかりゃへんでしょうし—という整理しかできんじゃろうと思いますし。

そういう意味において、当面これでということかもしれませんが、実際には丁寧な審査をしていただいて、金が足らんじゃ、やはりこれは民主主義の一つのルールですから、ちゃんをつけるべき予算はつけて作業をしていただきたいということを申し上げて終わります。ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 確認のため、重ね重ねになるかもしれませんが、聞いておきますが、この署名に関する審査へのスタンスですけども、要件を満たしているか否かということに重きを置いて、その部分を調べていくということなのか。それとも、その1筆、1筆について、その信憑性、信頼性について調べていくということなのか。この点について、もう一度確認のためお答えください。

それと、縦覧の方法なんですけど、縦覧というのはすべての署名がどんと選管のところに置かれて、それを見るような格好なのかどうなのか。ちょっと縦覧の方法も教えてください。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 一応署名の効力に関しましては、当然、これは人間の目で見なきゃわかりませんので、当然一つ一つ確認をしながら行うということになろうかと思えます。これは複数の目で、当然、何回か見るような形で行いたいと思えます。

それから縦覧の件につきましては、これは今はシステムといいましょうか、どういうふうにしようかなというのを今考えておるんですが、ぼんと例えば1, 0 0 0何冊を置いて、じゃあ自由に見てくださいというのは、ちょっと現実的な話じゃないと思われます。ですから、当然、入力していくわけですから、データとしてこの方の、例えば受任者が来られたら、あなたの場合は――何番といいましょうか、簿冊、何番のところですよとか。

これは代表者の方、事務局からも当然、こちらに届けを出されておるんで、その辺は当然、把握できるんですが、来られたときに全部をぼんと置いておって、それを見てくださいというのは、さすがに皆さんに、負担が大き過ぎるということになりますので。問い合わせがあれば、おたくが出されたのはこういうところですから、これを見てくださいというような形で、申し出があれば、そういう対応がやっぱり一番いいのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） だれそれ受任者の部分を見たいとかいう格好になるのかなと思うんですが、受任者自体が、だれが受任者になっとなってという把握は一般の方にはわからんわけで、受任者の例えばリストみたいなものは公表されるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 法律的には当然そういうあれはないんですが、これもどちらかという個人情報の部分にも入るかもしれませんので、特に、署名簿自体には委任状でそこにちゃんと皆、くっついているわけですね、委任者の方のお名前は。ですから、一覧表という形は、ちょっと今私のほうでは、皆さんに公表してということは考えておりません。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） それでは、だれそれの分を出してくださいという、だれそれがわからんようでは、何をもって、全部見ることもできんですし、どこを調べたい――例えば市役所のあたりで回りよって、その辺で署名したんだけど、あれは受任者の人に頼まれたかどうかわからんねという人がおったとしますよね。それで、大体この人かなという、地域によって予想がついたりする場合もあるんですが、受任者がわからんと予想も

つかんというか。来られた人も、名前は知らん人が来ちゃったというパターンもどうもあるようで、すべてが一遍に見ることができないんなら、どういうふうに確認をすればいいのか、全くちょっと今、私としては予想がつかんのですが。

その辺は県からの手引きというか、そういったものにはガイドライン的なものはないんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） ガイドライン的なものはさすがにこれはございませんけれども、先ほど申しましたように、問い合わせがあったらここにありますよということも可能でしょうし、全体のを当然置いておくと、その中で見たいものがあったら特定してくださいとか、そういう方法はいろいろあるかと思えますね。

ちょっとこの辺は今後、研究させてください。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 2点ほど、お伺いしたいと思います。

先ほどから聞いておりました、よくわからないんですが、平成10年のときのこの業務に当たった正規職員、あるいは臨時職員の人数はどのぐらいだったか把握されておれば、今との比較です。それを教えていただきたい。これが1点目です。

2点目には、先ほど効力判定で100名分の通信運搬費を計上しているということですが、この100名分というのはさっきもおっしゃったんだろうと思いますが、私、ちょっと聞き漏らしましたので、どういう100名なのか。これをちょっと教えていただきたい。

それから、さっきもちょっと御説明、あったと思いますが、この100名分、平成10年のときにはどのぐらいの人数に当てて、この通信運搬費が使われたのか。そのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 申しわけないですが、従事した人数というのは正確には12年前のあれで、記録としては申しわけないですが、残っておりません。ただ、職員にいろいろ聞いてみますと、いろんな部署から、今回と同じように――20人よりは多分多かったんじゃないかというぐらいしかわからないんですが、人数的なもののはっきりしたものは残っておりません。

それから、100人という話でございますが、これは先ほど申しましたように選挙管理委員会として、権限としてあるものというのは、いわゆる証人として呼びをするというような形のものしか、正規の手続としてはございませんので、人数的には100人になるか、今審査中でございますので、これは申しわけないんですが、今、わかりませんけれど

も、そういう予測のもとにこれは立てておるものでございます。

それと、平成10年のときは、先ほども少し申しましたが、3,000人ぐらいですか、そのぐらいの方にどうも照会といいたいでしょうか、出して、それで回答をいただいておりますというようなことでございます。

あと、いわゆる今回と同じ証人尋問という形のものは、これも正確にちょっと残ってない部分はあるんですが、私、ちょっとリストで見た限りでは、約250人から300人ぐらいがリストとして上がっております。ただ、当日、本当にそれを皆さん呼んだのかどうかというのは、申しわけないんですが、もう10年前のことで、その辺の確実な記憶というのはちょっとないもので、ここは推測になるかもしれませんが、それは御理解いただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） 確認ですけど、そうすると今回の100人という、一応仮に100人という予想を立てておられるわけですが、これは、はがきやなんかでの問い合わせじゃなくて、選管に来てくださいという招集状といいたいでしょうか、そういうものを発送するための郵送費ということですね。

それから、前回というか、平成10年のときの3,000人というのは、これははがきなんかによつての問い合わせだったんでしょうね。その辺のことをもう一回。

それから、前回、証人でやっぱり250人から300人呼ぶようになっていたということだとすれば、今回よりはかなり多めの人たちを呼ぶ予定になっていたと。

今、3つ申しましたが、それについてお答え願いたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） 最後の質問なんですが、これは――その当時10年ですが、先ほど申しましたように審査基準というものが県から示されていなかったということもございまして。ですから、いわゆる疑義があるようなものとしての判断をその当時の選管がどのような形でされたかというのは、申しわけないけど、今わからないんですが。

その当時、250人ぐらいということになりますと、今回の場合は審査基準自体は、かなりはっきりしたものが示されておるんで、当時よりは少なくとも済むんじゃないかというように、これも予測で申しわけないんですが、考えております。

それと、何でございますか、ちょっともう一度お願いします。

○14番（木村 一彦君） 3,000人。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） これは先ほどちょっと申しましたが、いわゆる有効署名のうちの拇印ですか、それを押された方に対して約3,000件ぐらい、これは速達の往復はがきなのか、いわゆる中へ入れて、返信用のはがきで——ただ、はがきを見ると、受取人のあれが入っておるんで、もしかすると封書に入れて、はがきを返信してもらったというんじゃないかというように、これは想像できます。これが約3,000人ということでございます。

○14番（木村 一彦君） 今回はそういうことはしない。

○選挙管理委員会事務局長（高橋 光之君） はい。これは先ほど申しましたように、いわゆる選挙管理委員会の権限としては、そういうことは本来ないんで、余り適当ではございませんというような、今、質疑応答の中でございますので、そういうことは今、避けたいというふうに思っております。

以上です。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、承認第9号については、これを承認することに決しました。

議案第84号職員の給与に関する条例等中改正について

議案第85号平成22年度防府市一般会計補正予算（第9号）

議案第86号平成22年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第2号）

議案第87号平成22年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第88号平成22年度防府市索道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第89号平成22年度防府市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）

議案第90号平成22年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第91号平成22年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）

議案第92号平成22年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第93号平成22年度防府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第84号から議案第93号までの10議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第84号職員の給与に関する条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、職員等の給与の改定についてお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、国家公務員に準じて給与の改定を行うものでございますが、給料につきましては本年12月から0.1%引き下げ、さらに55歳を超える課長級以上の職員については、給料月額及び管理職手当を1.5%減じるものでございます。

次に、期末・勤勉手当でございますが、年間の支給割合を4.15月分から3.95月分に引き下げることに伴い、本年12月に支給する期末手当0.15月分及び勤勉手当0.05月分をそれぞれ減額するとともに、平成23年4月1日以降の6月及び12月に支給する期末手当、勤勉手当の支給割合を変更するものでございます。

なお、本年4月からこの改定の実施前までの期間に係る給与の官民較差相当分を解消するため、本年12月に支給する期末手当において、減額の調整を行うことといたしております。

また、職員の期末・勤勉手当の改定に伴い、議員、市長等の特別職及び教育長の期末手当につきましても、職員の例により支給割合を引き下げるものでございます。

よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 続きまして、補正予算関係の御説明を申し上げます。

ただいま議案第84号で提出いたしております職員の給与に関する条例等中改正についてにかかわる職員の給与等の改定と議員、市長等の特別職及び教育長の期末手当の改定並びに職員数の変動に伴います給料、職員手当、共済費等の補正をお願いいたしますのでございます。

では、一般会計と特別会計に分けて御説明申し上げます。

議案第85号平成22年度防府市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

最初に、給料、職員手当、共済費等の補正の内容につきましては、54ページの給与費明細書の補正をお開きください。その54ページでは、長等及び議員にかかわる期末手当及び共済費の補正の内容を計上いたしますとともに、55ページから56ページまでで、一般職にかかわる給料、職員手当及び共済費の補正の総額及び増減額の明細を計上いたしております。

また、補正につきましては、4ページの議会費から51ページの災害復旧費まで、各費目に振り分けております。

以上、今回の補正の主なものにつきまして御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、52ページ、補正後の予備費を5億8,845万6,000円といたしております。

続きまして、議案第86号から議案第93号までの8議案について、一括して御説明申し上げます。

今回は、競輪事業特別会計をはじめ、国民健康保険事業特別会計、索道事業特別会計、青果市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の計8会計で給料、職員手当及び共済費の補正を計上いたしております。

議案第85号で提出いたしております一般会計補正予算と同様の補正をお願いいたしますのでございます。

あわせて、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

22番、田中健次議員。

○22番（田中 健次君） 議案の中身ではなくて、きょう議場配付された議案の訂正についてお伺いいたしますけれども、これ、ページが入っておりませんが、2ページに当たる裏側の部分の2、38ページ、9・4行目と書いてありますけれども、これは94行目ということなのか、9行目と4行目なのかと思って考えて、多分これは9行目の間違いだと思っておりますけれども。9行目を見ると9行目に誤りという99.85という数字がないんです。かわりにあるのは98.5という数字なんです、この辺については2の箇所、まず訂正場所の指定についてどうなのか。

それから、誤りの「99.85」という数字が議案にはないんですが、これは「98.5」の間違いだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 大変申しわけございません。38ページの9は、「9号」の9でございます。

そして、4行目からかかっておりますので4行目、5行目にかかります「99.85」を「99.59」に訂正をさせていただくものでございます。大変申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 1点だけ、ちょっと確認しときますが、国は人事院勧告で改定がなされますが、市の場合はそういうものはないわけですし、そのためには組合交渉というのがあったと思うんですが、組合とは組合交渉の結果、きょう現在妥結しておるのかどうかだけお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 組合交渉の結果、16日の日に妥結をしたことを申し添えます。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） 今回の条例中改正、極めて地域経済に与える影響も大きいというふうに考えますけれども、今回の条例等中改正に伴う影響額について、まず1点、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今回の給料等の人事勧告に基づきます影響分でございますが、全体で約9,200万円ぐらいの減額になるかと思っております。

○議長（行重 延昭君） 7番、山本議員。

○7番（山本 久江君） ちょっと突っ込んで聞きたいんですが、職員平均1人当たり年間支給額がどのぐらい今回の改定に伴って引き下げられたのか。あわせて、もし資料があればお尋ねしたいんですが、昨年に続く連続マイナスでございますので、2年間、どのぐらいの給与削減になっているのかということが、もしわかれば。なければ後で資料をお願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 消防を含めまして平均でございますけれども、約8万7,000円ぐらいの減額になるかと思っております。

それと、今、前年度と比較してとのことでございますが、給与費につきましては時間外等々もございまして、一概にちょっと比較が難しい面もございまして、御勘弁いただけたらと思います。

○議長（行重 延昭君） 25番、伊藤議員。

○25番（伊藤 央君） 今、影響額9,500万円ということでしたが、地域経済に関してどのぐらいのマイナス効果があるのかというのは、試算等々というのはされること

があるんですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） すみません、先ほど言葉がちょっと聞き取りにくかったんだと思います。影響額は9, 200万円でございます。申しわけございませんでした。

それと、地域経済の影響額ということでございますが、私どものほうで今そこまでちょっと把握した事例はございません。申しわけございません。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております10議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。14番、木村議員。

○14番（木村 一彦君） ただいま議題となっております議案第84号の条例改正及び議案第85号から93号までの補正予算に反対をいたしたいと思っております。

今回の給料改定は人事院勧告をそのまま実施しているものであります。この人事院勧告による賃金の引き下げ、これは2年連続で行われております。しかも今回は、新たに、先ほど御説明もありましたように、55歳以降の職員の賃金を抑制するというので、これはいわゆる年齢差別とも言えるものでありまして、職務給の原則とか、能力実績主義という給与・賃金の原則に反するやり方であります。

いずれにしろ今回の引き下げによりまして、国家公務員だけでなく地方公務員、独立行政法人、公益法人などの職員、約全国で580万人、この生活に直接影響を与えるわけでありまして、先ほど質疑もありましたが、その結果、地域経済に及ぼす影響というのは大変大きなものがあるわけでありまして、この公務員給与引き下げによりまして、中小企業や地場企業の労働条件にも悪影響を与えることは当然であります。

今、内需拡大が必要だと言われておりますが、それに逆行する、ますます消費を冷え込ませる、こういう結果になるわけでありまして、地域経済の立場からしてもこれは認めがたいということを示し述べまして、条例改正に反対いたします。

それから、85号から93号までの補正予算は、それを予算化したものでありますので、これも認めがたいということで反対をいたしたいと思っております。

以上であります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

ます10議案については、反対の意見もありますので起立による採決といたします。

議案第84号から議案第93号までの10議案につきましては、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第84号から議案第93号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成22年第6回防府市議会臨時会を閉会いたします。お疲れでございました。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年11月24日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 高 砂 朋 子